

(1954年6月25日付栗生支部長今野佐太郎「所内監禁室を国家留置所に移管するの件」)。このように、この問題をめぐっては、各療養所で事情が異なり、全患協の反対運動も、各療養所単位にならざるを得なかった。

ただ、全患協がこの問題を重視したのは、「癩患者のみを対象とする特殊な留置場を所の周囲におく」ことが隔離政策の強化につながると判断したからだけではなく、留置場の機能が拡大解釈されることを恐れたからでもある。事実、6月22日、東北新生園では園長が自治会側との定例懇談会の場で、「精神病棟のない所に於ては、そういう患者を保護する意味で入れる事もある」と発言しているのである。全患協は、さらに「らい予防法」に規定されている外出制限の違反者への処罰にもこの留置場が使用されるのではないかと警戒している(1954年6月26日付各療養所支部長宛て全患協事務局長眉木弘「所内監禁室の国警(留置場)移管に関するその後の状況について」)。

1955(昭和30)年3月、全患協は「ハンゼン氏病患者を対象とする特殊拘置場の設置問題について」という文書を作成し、「たまたま数年に一回起つた犯罪を、鬼の首でもとつたように誇大に宣伝して留置場設置の口実にしようとする当局の態度に強く抗議」し、留置場設置に見られる「入所者の生活全体に対する一つの威圧に役立てようとする意図」や「ハンゼン氏病並びにハンゼン氏病療養所をあくまで特殊視する考え方」を強く批判していった。

一方、1954(昭和29)年6月、新警察法が公布され、国家地方警察と自治体警察が都道府県警察に統合される。しかし、留置場設置問題には変化がない。1955(昭和30)年2月25日、東北新生園を訪れた宮城県警の佐沼警察署長佐藤正人は、自治会に対し「警察しては、是非年度内に留置場は作りたい。いや作ります」「警察は職権を行使すれば今日にでもやろうとすればやれるのだ」と強硬姿勢を誇示し、2月28日、多磨全生園を訪れた警視庁刑事部の渡辺総務課長も、600名の入所者を前に、留置場設置は法の下での平等に反するという自治会側の主張に反論し、「貴方がた自身にとって不快だとか面白くないとか都合が悪いという様な事が全体の患者にとって、又全体の国民にとって、それが正しいかということになると、一がいに云われなと思う」「このような病気を一日も早く絶滅したいという事は、おそらくああいう法律をつくつた国民全体の意志だと思ふ。その意志を無視するようなことは、はたして法の場合に不平等であるかということ、かなり議論があると思ふ」と述べている。「国民の意志」を理由に、留置場設置を強行しようとした(1955年3月10日付各療養所支部長宛て全患協事務局長眉木弘「所内監禁室の国警移管問題に伴う東北支部並びに多磨支部の関係警察当局との懇談内容の報告について」)。

この論理は、以後も一貫する。1957(昭和32)年2月7日、全生園を訪れた警視庁刑事部の上村総務課長もまた、「都民が因襲を抜くまでには相当な時日が要る」として、国民の偏見を理由に隔離政策を正当化し、ハンゼン病患者専用の留置場を必要とする根拠にした。これに対し、全患協の湯川は「偏見はあなた方にあるんです」とたしなめた(「留置場設置問題に関する警視庁刑事部総務課長他との会談記抄録」)。

このように、全患協は留置場設置に強く反対するが、警察側の姿勢は強硬で、すでに1955(昭和30)年には多磨全生園・駿河療養所・長島愛生園・星塚敬愛園などでは工事に着工する段階となっていた。

第四 1953年の「らい予防法」

こうして、全患協の強い反対を押し切って東北新生園内、大島青松園内、駿河療養所内、それに長島愛生園の対岸など留置場が建設されたが、それらは「ほとんど使われることなく朽ち、記念碑的な残骸をさらすことになった」という（全国ハンセン病患者協議会編『全患協運動史』、一光社、1977年）。

七 強制隔離を継続させた論理

既に述べたように、戦後、プロミン治療の広まりにより、厚生省は一方では「軽快退所」を提案しつつ、その一方では「無癩県運動」のもと隔離政策を維持し、むしろ強化していた。光田健輔ら療養所長の間からは、その「軽快退所」にさえ否定的な意見が出されていた。なぜ、プロミンを一般の病院にも普及させ、通院治療に道を開かなかつたのか。なぜ、「無癩県運動」を継続しなければならなかつたのか。この疑問について検証していく。

1950（昭和25）年2月15日、光田健輔は多磨全生園長林芳信、栗生楽泉園長矢島良一とともに、第7回衆議院厚生委員会に政府の説明員として出席、ハンセン病療養所の現状について説明している。そのなかで、光田は1月に栗生楽泉園で起きた患者間の殺人事件で加害者が朝鮮人であった事実をあげ、「癩刑務所」の必要を示唆するとともに、朝鮮半島から日本に密入国するハンセン病患者が多いことを強調、「近来療養所の八千三百人の日本人は、おかげさまでおちついてはおりますが、人を殺すことを何とも考えないような朝鮮の癩患者を引受けなければならぬという危険千万な状態にありまして、患者の安寧秩序が乱され、また職員も毎日戦々兢兢としてこれらの対策に悩んでおるような状態でございます」と説明を締めくくった（『第七回国会衆議院厚生委員会議録』5号）。この発言は、光田の朝鮮人への差別感を露呈するものであるが、こうした認識が厚生省に反映し、隔離政策の強化に向かわせたと考えられる。

すでに、1949（昭和24）年には光田が園長を務める長島愛生園が懲戒検束規定を朝鮮人に適用することの可否について厚生省に照会していたが、3月1日、医務局長はすべての国立療養所長宛に「朝鮮人患者の取扱いについて」を通知し、「日本に居住する朝鮮人については日本人と全く同様の取扱をなすべきが当然であつて懲戒検束規程の適用も差支ない」との判断を伝えている。日本に流入する朝鮮のハンセン病患者の増加を予測し、そうした患者も日本人同様に扱うため、すなわち日本人同様に隔離するためには隔離政策の維持・強化は必至と認識された。

翌1950（昭和25）年の6月25日に朝鮮戦争が勃発する。光田は朝鮮半島の不穏な状況下、日本に密入国する朝鮮人のハンセン病患者のさらなる増加を予測している。光田にとり、「無癩県運動」を徹底して隔離を強化し、療養所内での入所者管理を厳しくすることこそが喫緊の要務であり、軽快者の退所を認めて、隔離政策を緩和するなど、およそ考えの及ばないところであった。

光田は1951（昭和26）年5月18日、今度は第10回国会衆議院行政監察特別委員会に証人として出席している。この日の証人喚問のテーマは朝鮮半島からの密入国問題であり、光田は、ここでも朝鮮半島から大勢のハンセン病患者が日本に密入国していると警告、その数を700人と推定し、そのうえで、現状ではそうした密入国患者への取り締まりが不十分であると訴えた（『第十回国会衆

議院行政監察特別委員会議録』7号)。

光田は、この証言以前に「国際癩対策意見」を厚生省に提出している。これは、その後の厚生省の施策に大きな影響を与えたと考えられるので、詳細に検討しておきたい。ここで、まず、光田は、フィリピンやハワイで採用された軽快者の退所について「厳に之を戒ましめねばならぬ」と強く反対している。その理由としてハンセン病は再発が多いことをあげ、「絶対隔離の方針を確立すべき」と強調し、「プロミンの効果も単に皮膚の病状の軽快のみを以ては根治と見做し得ない」と、その効果にまだ懐疑的であった。そして、「癩の感染は幼児期に特に濃厚である」として、感染児の増加を防ぐうえで断種の実施を「最善の方策」と断じている。

この意見書は、まさに光田が1907(明治40)年の法律「癩予防ニ関スル件」公布以来、執拗に実施してきた政策の正当性を追認するものでしかないが、さらに、新たな問題を付け加えている。それが、これまで国会で発言・証言してきた朝鮮半島からのハンセン病患者の密入国問題であった。光田は「最近に於ける日本の癩問題に就て特に影響のあるのは韓国癩の問題である」と述べ、詳細に論じている。すなわち、朝鮮戦争の影響で日本の植民地時代に建設された韓国の小鹿島更生園の入所者が日本に密入国しているとして、小鹿島更生園を復旧させることと「内地にある韓国癩は速に施設の復旧をまつて韓国に送還の措置」をとることを要望しているのである。そして、「韓国癩の犯罪」にまで言及し、ハンセン病療養所の朝鮮人入所者の存在を「悪の温床となり勝」とまで断じて、「韓国癩の将来に対する方策の樹立と実施は急を要する問題である」と結んでいる。朝鮮から密入国したハンセン病患者を強制隔離し、更生園の復旧を待つて強制送還するというのが光田の考えである。

こうした背景をもって、1951(昭和26)年11月8日、第12回国会参議院厚生委員会におけるいわゆる「三園長証言」がおこなわれた。参考人として招かれたのは長島愛生園長光田健輔、菊池恵楓園長宮崎松記、多磨全生園長林芳信らである。彼らは「癩予防法」の改正についての意見を述べたのであるが、そこで異口同音に隔離政策の継続と懲戒検束規定の強化を求めている。特に、光田と宮崎は隔離への強制力を強めることを求め、さらに、光田は、ハンセン病患者と家族への断種の必要にも言及し、ここでも、朝鮮半島から大勢のハンセン病患者が日本に流入するであろうという持論を展開して、警告している(『第十二回国会参議院厚生委員会会議録』10号)。

それだけではない。光田と宮崎は療養所における入所者の自治会運動にも激しい敵意を露わにしている。患者運動に譲歩しないという強い対抗意識が、かれらの隔離政策維持論にさらに拍車をかけていた。懲戒検束規定を強化して、入所者の運動を抑圧しようというのである。彼らが、懲戒検束規定の強化をあえて求めたのは、すでに1950(昭和25)年2月24日付で、厚生省医務局長・公衆衛生局長が、各医務出張所長と各ハンセン病療養所長に対し、法務府と最高検察庁の見解として癩予防法の懲戒検束規定は憲法違反ではなく「公共の福祉のため、已むを得ない措置であつて、憲法その他の法令に違反するものでわない」という結論を通知していたからである。これがあるからこそ、三園長は懲戒検束規定の強化を主張できたのである。

以下の【表Ⅳ-6】【表Ⅳ-7】は、厚生省結核予防課宮島事務官がまとめた「昭和二十八年三月起らい予防法案関係一件綴」(厚生労働省所蔵)に収められているものである。これを見れば、日本国